

立憲君主制のあり方～スペインと日本～

研究報告者 法学部教授 黒田清彦
ヨーロッパ研究センター月例研究会
1997年6月12日 L棟 611号室

1. はじめに
2. スペイン議会君主制の成立
3. 国王の地位——天皇との違い
4. Juancarlistmo
5. おわりに

1. はじめに

周知の如く、日本の現行憲法が施行されたのは公布の翌年の1947年で、1997年の今年には施行50周年に当たる。これに対して、スペインの現行憲法は、来年1998年に公布・施行20周年目を迎える。50周年と20周年の対比に何ら特別の意義がある訳ではないけれども、両国ともいわゆる立憲君主国ということで、スペイン人の学者の中には、この際双方の制度を比較研究することに興味を覚える向きもあるようである。そこで、野次馬根性のようなではあるが、こちらも日本の側からスペインの制度を眺めてみようと思い立った。ちなみに、去年はElena王女の結婚、今年はCrsitina王女の婚約・国王夫妻の珊瑚婚（35周年）と、スペイン王室を巡る話題が華やかな昨今ではある。

2. スペイン議会君主制の成立

1975年にフランコ（Francisco Franco Bahamonde）総統が亡くなるまでの40数年間、スペインには国王が存在しなかった。1931年に第2共和制が成立する直前、ア

ルフォンソ 13 世がローマへ亡命したからである。しかし、建前としては、実質的な憲法を構成していた七つの基本法(Leyes Fundamentales)の一つ、国家元首継承法(Ley de Sucesión en la Jefatura del Estado)によりスペインは王国であるとされていた(同法 1 条)。そこで、国家元首たるフランコは、将来国家元首が空席(フランコの辞任・死亡)となったときにホアン・カルロス王子(アルフォンソ 13 世の孫、現国王)を元首継承者として王権を復活させる法案を 1969 年に国会へ提出したのである。その翌年にスペイン外務省給費生としてマドリー留学を始めた筆者は、この法案が国会で採決される模様を録画したビデオを RTVE (Radio-Televisión Española: スペイン国営放送)で見せてもらったが、指名された議員が一人々々起立して賛否を答える方式もさることながら、あの独裁者フランコの前で堂々と“No!”と言う議員が何人もいたことに少なからず驚いたのを思い出す。もっとも、反対者は少数で、この法案は 94.6%という圧倒的多数で可決された。

こういうお膳立ての下、王子は、フランコ死亡の 2 日後(11 月 22 日)ホアン・カルロス I 世として即位、国会に対して国家元首の宣誓を行ったのである。この後、新憲法においてスペインの政体をどう規定すべきかが大いに議論された。当時の与党であった民主中道連合(Unión de Centro Democrático: UCD)は、議会君主制(Monarquía parlamentaria: 理論的厳密の観点から——狭義において——は区別すべきであるが、広義では Monarquía constitucional=立憲君主制に含まれる)を主張したが、最近(1996 年 3 月)まで政権の座にあったスペイン社会主義労働者党(Partido Socialista Obrero Español: PSOE)は、当時野党第 1 党で、同党の伝統的主張である共和制を主張した。興味深いのは、当時野党第 2 党の地位を占めていたスペイン共産党(Partido Comunista de España: PCE)が、PSOE と異なり、当初から議会君主制を擁護したことである。その理由は、ホアン・カルロス国王のパーソナリティにあったと思われる。実は、フランコ死亡の直後まで、ホアン・カルロスを「フランコ派の操り人形」とか「束の間の国王」と見る人々が多かった——フランコ体制の下で彼自身が意識的にそのような虚像を演じていたと今では考えられている——のであるが、即位後の国王の民主化に対する積極的な姿勢は目を見張るばかりであった。国内では、政治犯に対する恩赦や政党の自由化などに中心的な役割を果たし、対外的には、たとえば隣国でありながらフランコ体制の故に疎遠であったフランスを公式訪問して(スペインの国家元首としては 70 年振り)、スペインのヨーロッパ復帰の足場を築いたことに代表されるように、新生スペインをアピールするための精力的な王室外交は枚挙に暇がない(1976 年と 1977 年の 2 年間に 10 ケ国以上を公式訪問)。PCE は、このような国王の姿勢をいち早く評価して、議会君主制賛成に回ったのである。当時のサンティアゴ・カリーリョ(Santiago Carrillo Solares)書記長は、次のように述べている。「もしスペインの具体的な状況の下で共和制問題をテーマにする

ならば、我々は破滅的冒険へと突っ走ることになるであろう。そしてそこでは、我々が共和制を獲得するのではなく、民主主義を失うことになるのは確実である。」と。もっとも、PSOEも、1977年7月に開かれた新国会における国王の格調高い演説の後には国王支持に傾き、結局、議会君主制は1978年新憲法第1条第3項に規定されることになった。

3. 国王の地位——日本の天皇との違い

国王は、スペインの国家元首であり、国の統合と永続の象徴とされる（スペイン憲法56条1項）。この点、我が国の天皇の地位と似ているようであるが、国家元首という点では問題がある。スペイン語でJefe del Estadoというように、国家元首（あるいは単に元首）は国家の首長である（政府の首長たるJefe del Gobiernoと混同してはならない）。したがって、対外的に国家を代表するとともに、対内的な統治権限を有するのが普通で、共和制の国々では大統領とか国家首席と呼ばれる機関が一般に知られている。元首を誰にするかは各国の憲法で定められるのが普通で、明治憲法における天皇は、元首としての位置付けがなされていたけれども（明治憲法4条）、現行憲法ではそのような規定はない。そこで、日本の元首は誰であろうか、という疑問が生ずる。天皇だと主張する人々、内閣総理大臣だと解する説、いや日本には元首は存在しないという考え方など様々である。対内的な統治権限という点では天皇＝元首説には賛成し難い（天皇の機能はまったく形式的な国事行為に限られる：憲法4条1項）が、外国では、一般に天皇を日本の元首として扱っている（国賓としての格付けはもとより、スペインの新聞などで天皇を指す言葉として上記の言葉は何度も目にする）。外国へ派遣する大使などの外交使節への信任状に署名し、他方外国から赴任してくる外交使節を接受するのは、元首の役割であるから、これらの権能を有する（憲法7条5号・9号）天皇を元首と見ることも一理あるとも言えよう。

いずれにせよ、スペインの国王は、我が国の天皇とは異なり、かなり広範な政治的権能を有する。たとえば、対内的には、閣議の主宰（常時ではない）・法令の公布・軍隊の統帥など、対外的には、宣戦布告や講話条約の締結など、我が国の天皇の場合には考えられない数々の権能が与えられている（スペイン憲法62条、63条）。もっとも、国王は単独でこのような行為を為すことができるのではなく、原則として、内閣総理大臣または主任の国務大臣の承認を得なければならず、その行為については、この承認の署名（refrendo：副署という）をなした者が責任を負うのであって、国王自身は不可侵にして無答責である（スペイン憲法56条3項）。この点、天皇の国事行為には内閣の助言と承認を必要とし、内閣が国事行為につき責任を負うとする我が国憲法第3条と類似する。ただ、スペイン国王の行為に対するこの副署承認に関しては、1981年

に劇的な例外が起こった。それは、アントニオ・テヘロ（Antonio Tejero）中佐率いる治安警備隊の国会（衆議院）占拠事件において国王のとった行動である。軍の統帥権を握る国王でも、その行動には内閣総理大臣なり国防大臣なり（あるいはその代理人）の副署承認が必要である。しかし、殆どすべての政府要人が衆議院で人質となった状況では、それは不可能であった。そのため、国王は、自らの決断により、三軍の最高司令官として憲法秩序を守ることを軍当局をはじめ各機関に要請し、かつ、真夜中のテレビ放送を通じて、陸軍大将の制服を身につけた姿を国民の前に現わし、平静を呼びかけるとともに、民主主義を破る暴挙を糾弾して、場合によっては参謀長会議の決定に基づき軍事行動を以て対応する旨の決意を表明した。このいわゆる 23-F 事件（日本流に言えば 2・23 事件）は、クーデター未遂に終わったのであるが、国王の行動については、形式的違法を唱える者はなく、体制が正常を回復したとき、国会と政府そして国民は、こぞって大喝采の支持を与えたのである。

4. Juancarlismo

先に述べたように、ホワン・カルロス国王がフランコ後のスペイン民主化路線の常に中心的原動力として積極的な活動を展開してきたことは、広く知られている。国内における活躍のみならず、日本や中国を含めて 30 を超える国や国際機関（ILO 総会や欧州会議など）を訪問して行った民主主義擁護・啓発の精力的な活動を評価されて、受賞には至らなかったが 1980 年度ノーベル平和賞の候補に挙げられたこと、さらには、ヨーロッパの民主主義擁護に著しい貢献を果たした者を対象とするシャルルマニュ賞——過去の受賞者には、イギリスのチャーチル、ドイツのアデナウワーなどを 1982 年に授与されたことは、特筆に値する。これらのことを想起するとき、国王の現代的な意味においてスマートなカリスマ性が Juancarlismo という言葉に象徴されている、と私には思われる。国王即位後間もなく使われ始めたこの言葉は、議会君主制には反対だがホワン・カルロス国王ならば支持できると考えた当時の PSOE の立場からすれば、「ホワン・カルロス（体）制」と訳すことができるし、ホワン・カルロス国王なくしてスペインなしという国民の熱烈な敬愛と支持の立場からすれば、「ホワン・カルロス教」とも訳せよう。いずれにせよ、この言葉は、23-F 事件によって、さらに深くスペイン国民の間に定着したのではないだろうか。この事件の前であったか後であったか忘れたが、日本を訪ねた PCE の国会議員が、あるパーティで日本共産党の議員に対し、「あなた方は天皇がおことばを述べられる開会式には出席しないそうですが、スペインの共産党は国王と大変仲良くやっています。日本の共産党も天皇と仲良くすればいいのに」と言ったという話が、日本の新聞に載っていたのを思い出す。

国王は元首であり、元首と言えは国の顔であるから、通常の切手や貨幣に玉顔を拝

することができる（この点は日本以外の他の君主国でも同様）のはもちろん、毎夜国営テレビの放映終了時に、国旗のみならず王家御家族全員（国王・王妃・皇太子・2王女）の写真が一人々々ズームアップされる。また、毎年クリスマス前夜に年末教書とでも言うべき国王の国民に対するメッセージがラジオ・テレビを通じて全国に流される。さらには、このような国王の声がレコード化され市販さえされている。いずれも、大多数の国民の敬愛と支持がなければ行われ得ないことであろう。

ホアン・カルロス国王が国民から慕われる今一つの要因として、進んで大衆の中に入っていき庶民性も指摘したい。内外のヨットマンとの交流は知られているところであるし、私事で恐縮ながら、NHKの取材のお手伝いで宮殿をお訪ねしたときなど、日本の独楽回しを教えてくれと頼まれ一緒に遊んだこともある。ある日本レストラン(居酒屋)に革ジャン姿でバイクを乗り付けた(国王はバイク好き、時々お忍びで外出なさるとか)という類の話も耳にした。祖父のアルフォンソ13世にも似たような逸話が多数残っているところを見ると、これは隔世遺伝であろうか。筆者の個人的・直接的見聞以外について真偽の程は必ずしも定かでないが、このような話題が取り上げられること自体、国王の庶民性や国民の国王に対する親近感を物語るものであり、この点でも「ホアン・カルロス教」むべなるかなと思う次第である。

5. おわりに

一方は第二次世界大戦敗戦後の混乱を避けるための、他方はフランコ後の国民的統一を維持するための、各々歴史的役割を担わされた点で共通することは興味深い。日本の天皇と比較した場合、スペインの国王は、その権能が広く認められていることはもとより、国民の間における受け止め方の面でも強いインパクトを感じさせる。スペイン王室と関係の深い王室を擁するイギリス(現国王の祖母は英王室出身)では、マスコミが「王室の働きが足りない」と批判したり、あるいは国民の間で君主制廃止の声も上がっているとも聞く。この点、スペイン王室の存在意義は高く評価されており、近い将来廃止されることは考えられない。本報告は制度の是非に触れるものではないが、我が国の天皇制を考える際の参考になれば幸いである。

以上

LA MONARQUÍA ESPAÑOLA Y LA U. E.

Salvador Rodríguez-Artacho

La forma política del estado español es, desde que entrara en vigor la constitución de 1978, y tal como establece su artículo 1.3, la monarquía parlamentaria. El camino seguido hasta alcanzar este resultado merece repasar brevemente el proceso histórico-político que permitió, no sólo que la democracia se instaurara en España, sino que lo hiciera en forma de reinado, de la mano de un rey elegido y nombrado por el General Franco, vencedor en la guerra civil de los años 1936 a 1939.

En efecto, la promulgación de la nueva constitución de 1978 sólo se ha producido después de padecer España un largísimo período autoritario en el que se dieron elementos de muchos regímenes políticos a la vez, ninguno de los cuales pudo hacer elogio de ser precisamente de perfil democrático. Así, Antonio Torres del Moral en su libro "*Constitucionalismo Histórico Español*"¹⁾ enumera algunas de las posibles calificaciones atribuidas al régimen habido en España desde 1939 hasta la muerte de Franco en 1975: régimen totalitario; régimen fascista o totalitario fascista; régimen autocrático; dictadura; dictadura militar; dictadura militar eclesiástica; dictadura reaccionaria; dictadura empírico-conservadora; dictadura constituyente; estado capitalista de excepción; régimen oligárquico totalitario; régimen bonapartista; régimen cesarista; régimen bismarckiano; régimen autoritario; régimen autoritario personalista; y por último, régimen autoritario conservador. A toda esta retaña de calificativos y por si aún fuera poco, el saber popular tuvo sentido del humor para atribuirle, con un ingenioso juego de palabras, el nombre, algo complaciente con el régimen, todo hay que decirlo, de "dictablanda".

1) TORRES DEL MORAL, Antonio "*Constitucionalismo Histórico Español*" Atomo Ediciones, Madrid, 1991, pág. 240.

La definición de la estructura política franquista es en realidad bastante más simple si nos atenemos a lo que las propias Leyes Fundamentales²⁾ establecían y que en definitiva guardan mucha relación con la monarquía como veremos a continuación. La primera ley que debemos traer a colación es la denominada Ley de Sucesión en la Jefatura del Estado del año 1947 en la cual se da la siguiente definición oficial del régimen: “Estado católico, social y representativo que, de acuerdo con su tradición, se declara constituido en Reino”. En esta Ley de Sucesión se establecía que en el futuro se designaría a un sucesor en calidad de Rey, al tiempo que se fijaban los requisitos que debía cumplir esa persona. Más adelante, ya en 1958, la denominada Ley de Principios Fundamentales del Movimiento hablaba de “Monarquía tradicional, católica, social y representativa”.

Por tanto, ya desde el año 1947, España es oficialmente un Reino, pero sin Rey, pues en su lugar había un Caudillo, y desde 1958 España es una Monarquía en la que tampoco había monarca pues seguía habiendo Caudillo. Como se ve, el panorama es poco esclarecedor. Será el año 1969 el elegido por Franco para dar a conocer el nombre de la persona que le sucedería a su muerte, quien, como hemos señalado ya, lo haría a título de Rey. El General, para disgusto de los llamados *legitimistas*, ignoró el natural orden dinástico, según el cual, el Rey de España debía ser Don Juan de Borbón, hijo primogénito de Alfonso XIII y padre del actual Rey de España. En esta trascendente decisión de 1969 Franco se decantó por el hijo, Don Juan Carlos. El objetivo estaba claro. Franco pretendía garantizar la continuidad de su régimen tras su muerte y pensó en el más joven, a quien había estado preparando años antes para tal cometido. Los partidarios de apoyar a Don Juan manturieron la esperanza hasta el último momento. Quizá lo que motivara la decisión de Franco fuera la inexperiencia y juventud del hijo, más fácilmente adaptable a lo que el régimen esperaba de él. Contra todo

2) El esquema jurídico-normativo sobre el que se edificó durante sus casi cuarenta años de existencia el régimen franquista, comprendía un total de siete Leyes Fundamentales, para algunos consideradas en su conjunto como una auténtica constitución. En realidad, no le era en sentido formal ni en sentido jurídico del término constitución en sí. Estas Leyes Fundamentales jalonadas a lo largo de todo el período fueron: el Fuero del Trabajo de 1938; la Ley de Cortes de 1942; El Fuero de los Españoles de 1945; la Ley de Referendo Nacional, también de 1945; la Ley de Sucesión en la Jefatura del Estado de 1947; la Ley de Principios Fundamentales del Movimiento de 1958; y por último la Ley Orgánica del Estado de 1967.

pronóstico, fue él quien supo adaptar al régimen. Lo que sucedió entre el 20 de noviembre de 1975 y la promulgación y entrada en vigor de la Constitución de 1978 es lo que solemos definir los españoles como un “encaje de bolillos”. Es decir, algo muy complicado que nadie sabe aún con certeza como fue posible que pasara, pues hubo tensiones y momentos muy difíciles, que bien podían habernos mandado de nuevo a los tristes años del pasado no tan lejano. Influyeron entre otros los siguientes factores sin los que no hubiera sido posible la tan elogiada en todos los rincones del mundo “transición a la democracia” acaecida en España.

Por un lado el llamamiento hecho por los partidos de la oposición a la reconciliación nacional, que ayudó a que los fantasmas del pasado, relativamente reciente, no resucitaran³⁾.

En segundo lugar, la acertada interpretación de la legislación franquista, lo cual permitió deshacer todo el entramado de Leyes Fundamentales sobre el que estaba asentado el régimen mediante la que para algunos fue la octava Ley Fundamental: la Ley para la Reforma Política. Esta ley fue “instrumento y puente para la transición pacífica de la autocracia a la democracia”⁴⁾ y algunos llegaron a afirmar que las Cortes franquistas al aprobarla estaban haciéndose el “*harakiri*”, pues de hecho se trató de un instrumento normativo que dinamitaba desde dentro todo el sistema en el que aún la propia ley estaba inserta y emplazaba a otro legislador que sería elegido de un modo democrático a llevar a cabo una reforma constitucional que sería la actual Constitución de 1978.⁵⁾

Por último el papel del Rey en todo el proceso fue determinante. Las discrepancias que tuvo con el Presidente Arias Navarro, aceleraron el proceso que condujo a su dimisión. En el punto de mira del Monarca apareció la figura de Adolfo Suárez, y el Rey hizo lo posible por que ese nombre apareciera en la terna que el Consejo del Reino debía presentarle para que él eligiera nuevo Presidente

3) La actitud del Partido Comunista fue determinante. Se comprometió a no reivindicar abiertamente la República, y en definitiva a aceptar la monarquía, exigiendo poder participar en el proceso constituyente, lo cual fue posible gracias al Decreto-ley de 8 de febrero de 1977 por el que se liberalizaba la inscripción de los partidos políticos en el Registro.

4) TORRES DEL MORAL, Antonio “*Principios de Derecho Constitucional Español*” Servicio de Publicaciones de la Facultad de Derecho, Universidad Complutense, Madrid, 1992, I, pág. 9.

5) El caso de Japón es interesante en este sentido, ya que la actual Constitución se aprobó sobre la base jurídica de una reforma constitucional siguiendo el procedimiento previsto en el artículo 73 de la entonces vigente constitución de Meiji del año 1889.

de Gobierno. Así las cosas, con el acierto del Rey, el buen quehacer de Suárez y el ejemplar comportamiento de todo un pueblo escarmentado con los horrores de la contienda civil, España supo salir airosa de tan complicada situación y fue capaz de darse una Constitución democrática que este año celebra su vigésimo aniversario.⁶⁾

Pasemos ya a analizar algunos rasgos de la monarquía española según quedó fijada en el texto constitucional.

La monarquía nacida de la constitución de 1978 es una monarquía nueva, instaurada en la persona de Don Juan Carlos I de Borbón. Esto significa por tanto, que no nos encontramos ante una restauración monárquica, pues eso sería igual a decir que la monarquía de 1978 es la misma que la de Alfonso XIII allá en 1931, antes de que éste saliera de España y se proclamase la II República.

La monarquía española descrita y regulada en la constitución española de 1978 es una monarquía diferente, democrática y sobre todo parlamentaria.

¿Por qué es diferente?. Citando de nuevo al experto constitucionalista Antonio Torres del Moral⁷⁾, la legitimidad de nuestra monarquía actual sólo es una: a saber, la legitimidad democrática obtenida en las cortes constituyentes y ratificada por el referendo popular de la constitución. Las otras dos posibles legitimidades de las que suele discutir la doctrina española, es decir, la llamada legitimidad dinástica apoyada en que existió una transmisión de derechos de padre a hijo, primero de Alfonso XIII a Don Juan y posteriormente de éste a su hijo Don Juan Carlos y la llamada legitimidad franquista, por haber sido Franco quien acabó eligiendo Rey, no son en realidad la base ni el fundamento jurídico sobre el que se apoya la actual estructura política del Reino de España. A estas dos posibles legitimidades hay que añadir la que algunos autores definen como “legitimidad carismática” basada en la propia personalidad del Rey y en su papel de “motor del cambio”, lo cual sin dejar de ser cierto, no es suficiente para sustentar todo lo que en las democracias actuales implica el término legitimidad. La legitimidad, por tanto, es la del pueblo español y por eso es diferente a todas las demás monarquías existentes en España hasta la fecha. Si bien no es posible negar el arraigo de la forma monárquica frente a la republicana, pues España ha

6) El 27 de diciembre de 1978 el Rey sancionó y promulgó la Constitución española en una solemne sesión de las Cortes. Dos días más tarde, esto es, el 29 de diciembre, entraba en vigor al salir publicada en el Boletín Oficial del Estado.

7) TORRES DEL MORAL, Antonio “*Principios...*” op. cit., II, pág. 3.

sido siempre una monarquía, exceptuando los períodos republicanos de 1873 (I República) y 1931 (II República), sí es nuevo el que la monarquía sea una monarquía democrática y más novedoso aún el que sea una monarquía parlamentaria. La cuestión de la legitimidad de la monarquía española queda aclarado si se lee con detenimiento el contenido del artículo 57.1 de la constitución española, el cual establece que “La Corona de España es hereditaria en los sucesores de S. M. Don Juan Carlos I de Borbón *legítimo heredero de la dinastía histórica (...)*, y no dice “heredero de la dinastía histórica legítima”⁸⁾. Esto significa que a partir de 1978, el pueblo español ha reconocido que hay una dinastía histórica (negarlo hubiera sido un absurdo) y ha establecido que a partir de la entrada en vigor de la constitución, esa dinastía histórica esta legitimada y encarnada en la persona de Juan Carlos I y que en el futuro sus descendientes son los que ostentan los derechos dinásticos de sucesión al trono. Esto es lo que hace diferente a la monarquía de 1978 respecto de las anteriores.

¿Por qué es democrática? Como ya he señalado anteriormente la legitimidad democrática tiene su fundamento en la celebración de elecciones a Cortes que fueron en realidad constituyentes, por un lado, y por otro en el sometimiento a referéndum popular del proyecto constitucional ya aprobado por ambas cámaras. Es en definitiva democrática por descansar sus cimientos sobre los más elementales principios de un estado de derecho, cuales son la separación de poderes, la representación popular, el imperio de la ley, la igualdad, la justicia o la defensa de los derechos inalienables de la persona, amén de reconocer la soberanía del pueblo, como no podía ser de otro modo.

¿Por qué es una monarquía parlamentaria? Básicamente lo es porque, de aceptarse que la forma fuera la monárquica, tal y como sucedió, sólo quedaba como posibilidad una monarquía democrática, y por tanto la elección de la monarquía parlamentaria como forma política del estado era sin duda la opción más adecuada, además de ser una consecuencia inmediata acorde con los tiempos que corrían, en los que los Reyes del entorno europeo habían ido cediendo terreno en favor del Parlamento. Esta parlamentarización de la monarquía se aprecia en los siguientes puntos, todos ellos establecidos en el articulado de la ley básica

8) Creo del todo acertada esta lectura que hace TORRES DEL MORAL del contenido de este artículo. No se debe ocultar, sin embargo, que el mismo autor reconoce que la redacción del precepto puede que fuera más bien fruto de la casualidad que otra cosa. TORRES DEL MORAL, Antonio “*Principios...*” op. cit., II, pág., 4.

española.

1) El Rey no tiene poder de disolución de las cortes, poder típico del monarca en monarquías históricas del pasado, como por ejemplo en la constitución española de 1876 en su artículo 32. En la actualidad, existe el referente de la Monarquía británica, caso que suele citarse en derecho comparado, en la que el Rey (en este caso, la Reina) disuelve el parlamento con el consejo del Primer Ministro.

2) Las cortes intervienen en el proceso político.

3) El Rey no tiene poderes residuales⁹⁾. Sólo posee las funciones que le atribuyen la constitución y las leyes, que en todo caso son, lógicamente, elaboradas por las cortes, es decir por el parlamento.

4) El parlamento interviene de un modo muy directo en la institución de la corona, como se puede apreciar en los siguientes casos:

El Rey presta juramento ante las Cortes y las Cortes lo proclaman como Rey. El príncipe presta también juramento ante las Cortes y juramento de fidelidad al Rey (artículo 61); Las Cortes nombran tutor (artículo 60.1) Las Cortes pueden nombrar regente en el caso de agotarse la lista de personas llamadas a serlo por ley (artículo 59, 3)¹⁰⁾; Las Cortes reconocen la imposibilidad o inhabilitan al Rey (artículo 59, 2); Agotadas las líneas en la sucesión a la Corona, las Cortes son las encargadas de resolver esta posibilidad, algo remota, eso sí, pero no imposible¹¹⁾. A su vez, las Cortes son la encargadas de resolver cualquier duda sobre abdicaciones y renunciaciones que se susciten (Artículo 57, 3 y 57, 5 respectivamente); Las Cortes pueden oponerse junto con el Rey y mediante prohibición expresa, al

9) Sobre este punto, la doctrina española se encuentra dividida. Algunos mantienen que al ser el Rey árbitro y moderador, tiene una esfera de poder residual. Otros se atienen estrictamente a las funciones que le atribuyen la constitución o las leyes. El caso de Japón no deja lugar a las dudas, ya que el artículo 4 de la Constitución nipona establece que el Emperador realizará únicamente los actos de Estado previstos en la Constitución y no tendrá otras facultades de gobierno.

10) A este respecto, quisiera destacar que la posibilidad de que sea el Parlamento, máximo representante de la soberanía popular, quien resuelva el nombramiento de regente, ya sea eligiendo a una, tres o cinco personas según prevé la propia Ley Fundamental, no está contemplada en el derecho japonés. Ni la Constitución ni la Ley de la Casa Imperial dicen nada sobre qué se debe hacer si se agota la lista de personas llamadas a ocupar el puesto de regente.

11) De nuevo refiriéndome al derecho japonés, también sobre este particular guarda silencio.

matrimonio de herederos a la corona (artículo 57, 4). Una lectura detallada de este artículo nos muestra que, en efecto, las Cortes y el Rey pueden provocar con su negativa expresa conjunta, que quien ostenta el derecho de sucesión al trono (el Príncipe de Asturias) o quien ostenta la expectativa de ese derecho (las personas que le siguen en el orden sucesorio) queden excluidos si deciden seguir adelante con su intención de contraer matrimonio. Sin embargo, el artículo no alude directamente al Rey, por lo que puede darse el supuesto de que el Príncipe heredero suba soltero al trono, convirtiéndose así en Rey, y no estar ya sujeto a ese “control” del parlamento sobre su decisión de contraer nupcias. El Rey está obligado a sancionar las leyes aprobadas por las cortes en el plazo de 15 días (artículo 91). Por último, el artículo 1.3 establece que la forma política del estado español es la monarquía parlamentaria.

Por todas las razones expuestas, la monarquía española es una monarquía parlamentaria, culminándose el proceso común a todas las monarquías del entorno europeo de parlamentarización de la monarquía. Este proceso evolutivo arranca en las etapas absolutistas (“L’État c’est moi” de Louis XVI), continúa con las monarquías limitadas o constitucionales, en las que a veces estaba la soberanía dividida entre el pueblo y el Rey, y finalmente llega a las monarquías parlamentarias de nuestros días¹²⁾.

En los estudios sobre las monarquías europeas, el ejemplo que más gusta citar a los menos monárquicos, es sin duda el de la sanción obligada del Rey de todas las leyes que le presente el parlamento y que hayan sido aprobadas respetando la legalidad vigente. El ejemplo está sacado del constitucionalismo inglés y data de principios de siglo, cuando Lord Esther, explicaba a Jorge V de Inglaterra (abuelo de Isabel II) que si el parlamento le presentaba su propia sentencia de muerte en forma de ley, el Rey estaría obligado a firmarla. ¿Se imaginan el gesto de sorpresa del, en aquella época Príncipe Heredero Hirohito, si en alguno de sus paseos en coche de caballos por las calles londinenses Jorge V le hubiera ilustrado con este ejemplo lo que los constitucionalistas ingleses pensaban de la supremacía del parlamento sobre la corona?

12) Entre las monarquías limitadas o constitucionales, cabría citar la constitución de Meiji de 1889, o la misma Constitución monárquica española de 1876. Por otro lado algunos autores opinan que se puede hablar de un paso más en este proceso evolutivo y mencionan precisamente el caso actual de Japón y también el de Suecia, defendiendo en sus argumentos que se trata de monarquías simbólicas.

Antes de pasar a hablar de algunas cuestiones relacionadas con el proceso de construcción europea, quisiera mencionar tres puntos que afectan a la figura del Rey y que guardan o pueden guardar relación con ese proceso de integración de la Unión Europea.

Primero, el artículo 56 de la Constitución española establece que la Jefatura del Estado la ostenta el Rey, quien además asume la más alta representación del estado en las relaciones internacionales.

Segundo, el rey tiene el Mando Supremo de las Fuerzas Armadas, en base al artículo 62, h.

Tercero, el Rey arbitra y modera el funcionamiento de las instituciones, es decir, el Rey actúa como árbitro y moderador.

Con el proceso de integración europea, ha surgido una nueva forma de estructura organizativa sin precedentes. Se trata de lo que se conoce como "organización supranacional" muy distinto de la organización internacional, siendo el rasgo principal de esta supranacionalidad la denominada cesión de soberanía por parte de los países que voluntariamente deciden entrar en la Unión Europea. En esta cesión de soberanía que es ejercida por el pueblo soberano a través del Parlamento, también interviene el Rey como mero instrumento ya que, según el artículo 63 de la Constitución española, a él le corresponde manifestar el consentimiento del Estado para obligarse internacionalmente por medio de tratados. Algunas cuestiones en las que se pone de manifiesto esta cesión de soberanía son las metas de la Unión Europea, las decisiones por mayoría y no por unanimidad, el artículo 100 A y el artículo 235, ambos del Tratado de la Unión Europea, las políticas comunitarias, los rasgos del derecho comunitario de eficacia directa, efecto directo y supremacía, la unión económica y monetaria y los criterios de convergencia (artículo 109 del TUE) y por último la intención de crear una Unión Política.

¿Cómo afecta todo este proceso integrador a la figura de la Corona y al Rey mismo?

En relación con las tres cuestiones antes aludidas, la Jefatura del Estado, el mando de las Fuerzas Armadas y la función de árbitro y moderador se me ocurren las siguientes reflexiones.

En primer lugar, la Jefatura del Estado y la máxima representación del estado en cuestiones internacionales se ve afectada por este proceso de integración económica y política. Si la integración continúa en el sentido de crear una

constitución europea se verá todavía más afectada, pues puede acabar creándose una “Jefatura del Estado” europea, quizá en la forma de órgano colegiado y quizá también sólo con carácter simbólico. Ya hoy día cuando la Unión Europea es representada en los foros internacionales con una sólo voz, hay en cierto modo una representación de España que no es ejercida directamente por el Rey, sino que el Rey es de algún modo también representado.

En segundo lugar, el mando Supremo de las Fuerzas Armadas también se ve afectado desde el momento en que España participa de modo activo en organizaciones militares de carácter internacional como la OTAN, si bien en este terreno se trata de relaciones internacionales y no de relaciones supranacionales.

En tercer y último lugar, la posición del Rey como árbitro y moderador ha suscitado en España una interesante polémica en torno a la postura que públicamente ha manifestado el Rey como Jefe del Estado en favor de la integración europea. ¿Puede el Rey decir que España debe seguir avanzando en el proceso europeo? ¿Puede la Corona como institución manifestar públicamente su interés por una profundización en el proceso de integración? ¿Puede en definitiva una Jefatura del Estado neutral alentar y animar a que ese proceso continúe y se afianze? O por el contrario, como árbitro y moderador ¿debe mantenerse al margen de decisiones de carácter político?. Aún más, ¿es la opción de integrarse o no en la Unión Europea una cuestión política?. Se trata de preguntar de difícil respuesta. Si la integración o no en la Unión Europea o si la decisión de seguir o no avanzando en el proceso de integración europea es una cuestión de programa electoral como, ha sucedido en los últimos años en España, en relación con el partido político Izquierda Unida, liderado por Julio Anguita, entonces el Rey debe mantenerse al margen de manifestar su apoyo al proceso integrador. De lo contrario, estaría apoyando directa o indirectamente a aquellos partidos que abogan por esa integración mezclando su figura “neutral” con las posturas políticas del momento, lo cual al primero que perjudica es al Rey mismo, pues como decía Bagehot, “*to state the matter shortly, the sovereign has under a constitutional monarchy such as ours, three rights-the right to be consulted, the right to encourage, the right to warn. And a king of great sense and sagacity would want no others*”. Pero si el apoyo a la Unión Europea es fruto de un consenso, desde el punto de vista del derecho constitucional, el Jefe del Estado puede alentar ese proceso, de igual modo que fomenta la política de empleo, la lucha antiterrorista, las relaciones internacionales con la comunidad

latinoamericana que tan especiales son para España por razones históricas o la cohesión social entre comunidades autónomas. De situar en un punto o en otro la cuestión europea, depende el permitir al rey una actuación activa o pasiva. Sea cual sea la postura tomada, siempre queda lugar para las discrepancias. Por eso, una de las virtudes que más debe cuidar un monarca parlamentario, es la de adaptarse a los tiempos que corren, y estar en todo momento alerta para ser prudente en sus actos y alocuciones.

En cualquier caso, no hay razones para pensar que la forma monárquica o la forma republicana es más o menos idónea para encajar en el proceso integrador comunitario. España, como monarquía democrática sólidamente establecida y asentada, es un país de importancia en el concierto europeo y que mira con ilusión al futuro de todo este proceso integrador. La monarquía, como reflejo del sentir popular que debe ser, ha de servir de vehículo de transmisión de esa ilusión, al menos mientras ésta dure.

BIBLIOGRAFIA

- TORRES DEL MORAL, Antonio:
 - “*Principios de Derecho Constitucional Español, I y II*” Servicio de Publicaciones de la Facultad de Derecho, Universidad Complutense, Madrid, 1992.
 - “*Constitucionalismo Histórico Español*”, Atomo Ediciones, Madrid, 1991.
 - “*El Príncipe de Asturias. Su estatuto jurídico*” Congreso de los Diputados, Madrid, 1997.
- VARIOS AUTORES (VV. AA.) “*La Corona y la Monarquía Parlamentaria en la Constitución de 1978*” dirigido por Pablo Lucas Verdú, Universidad Complutense, Madrid, 1983.
- FERNANDEZ-FONTECHA TORRES, Manuel y PEREZ DE ARMIÑAN Y DE LA SERNA, Alfredo “*La Monarquía y la Constitución*” Editorial Civitas, Madrid, 1987.
- LAFUENTE VALLE, Jose María “*El Rey y las Fuerzas Armadas en la Constitución*” Editorial Revista de Derecho Privado, 1987.
- TORRES DEL MORAL, Antonio y GOMEZ SANCHEZ, Yolanda (coordinadores) “*Estudios sobre la Monarquía*” Universidad Nacional de Educación a Distancia, Madrid, 1995.
- PAPELL, Antonio “*La Monarquía Española y el Derecho Constitucional Europeo*” Civitas, 1980.
- GARCIA CANALES, Mariano “*La Monarquía Parlamentaria Española*” Tecnos, 1991.

他世界のイメージ

——エンゲルベルト・ケンペルの日本観と本多利明のヨーロッパ観について——

リチャード・ジップル

序論

近世ヨーロッパの一大思想運動であった啓蒙思想の一つの現われは、従来の伝統的な社会体制を批判することにあった。その批判の具体的な内容として、ヨーロッパ文明の短所を浮き彫りにするために、世界の他の地域、特に高度の文明を持っていた中国などの非ヨーロッパの文明を高く評価し、それをヨーロッパ諸国が学ぶべき理想像、模範とみなすことが多かった。日本も中国の文明圏の構成員とみなされ、研究対象となっていた。一方、ほぼ同じころ日本では、西洋の世界についての知識や情報の追求に専念する蘭学が流行っており、従来の社会体制のモデルであった中国文明を批判し、西洋文明の中に新しいモデルを見出そうとした蘭学者もいた。方向は正反対であるが、ヨーロッパの啓蒙思想家と日本の蘭学者は自世界と他世界の問題を同じようなやり方で取り扱っていると思われる。即ち、その基本的な考え方は、自国の社会が抱えている問題や自国の体制の欠陥や欠如を治すために、その問題を持っていない他国、あるいはその問題を解決した他国を見習うことができるというものであった。

この論文では、ドイツ人の医学者・自然科学者で、オランダ東インド会社の医者として二年間日本に滞在し、日本の事情を紹介した『日本誌』の著者エンゲルベルト・ケンペル(1651-1716)の日本観と、江戸時代の経世学者でありながらヨーロッパの事情を研究していた本多利明(1744-1821)のヨーロッパ観を比較し、この二人の学者が他国についてどのようなイメージを持ち、どのように見ていたかを考えて行きたいと思う。もちろんこの二人の学者が活躍していた時代には約100年のずれがあるが、日本の鎖国政策のため、人物の交流をはじめ情報収集や交換が非常に難しく、ヨーロッパ人が日本の事情を知ること、日本人がヨーロッパの事情を知ること、極めて困難であったということは、二人の学者の間の共通な問題であった。実際、この100年の間、ヨーロッパと日本のそれぞれの事情はずいぶん変わったとは言え、鎖国政策のために情報の交流があまりに難しかったので、ヨーロッパ人と日本人の互いの国についての理解はそれほど変わっていなかったと思われる。

情報収集が余りに難しかったことから、1721年に出版されたケンペルの A History of Japan 『日本誌』は、1820年代に長崎で活躍したシーボルトの日本についての著書 Nippon があらわれるまで、ヨーロッパでの日本に関する記述の基本資料であり、権威であった。利明の数多くの著書は生前には出版されず、明治時代になってから知られるようになったので、ケンペルほどの影響はなかったが、江戸時代の一知識人が当時の日本とヨーロッパをどう見ていたかを知る重要な手がかりであると思われる。以下では、先ずケンペルと利明の生涯とその主な業績を簡単に紹介してから、それぞれが抱いていた他世界のイメージについて考えて行きたいと思う。

I. エンゲルベルト・ケンペル (Engelbert Kaempfer 1651-1716) の生涯と業績

いわゆる鎖国時代の日欧交流史の中で、1820年代長崎の東インド会社の医者として日本で活躍したシーボルトに次いで有名なのは、1690年から1692年まで同じ東インド会社の医者として来日していたエンゲルベルト・ケンペルであろう¹⁾。ケンペルは1651年9月16日 Lippe 洲の Lemgo レムゴー (ハノーファの南西約70キロ) で牧師の次男として生まれた。青年時代に、Hameln、Lüneburg、Hamburg、Lübeck で歴史、地理、音楽、古典語を学び、Krakow 大学で哲学、外国語を修めたあと、Königsberg 大学で4年間自然科学と医学を学んだ。1681年から82年までウプサラ大学で学び、1683年、ロシアとペルシアとの外交関係の樹立と通商条約の締結を目的としたスウェーデン王派遣の使節団秘書に任命された。1685年、使節団がペルシアでその任務を終えたとき、ケンペルはオスマン・トルコ帝国の侵略やルイ14世の戦争で混乱していたヨーロッパへ帰る気になれず、オランダ東インド会社の一等外科医として就職することにした。オランダ東インド会社の医者の採用を待ちながら1685年11月まで一年半、ペルシア各地の植物、動物、国の事情などを調査しながら資料収集をした。

1688年6月、バンダールとアッバズ、インドへと旅立ち、1689年オランダ東インド会社の根拠地であったバタヴィアに向かった。バタヴィアから、タイ経由で1690年9月22日にオランダ東インド会社の商館の所在地であった長崎に到着した。長崎に2年間ほど滞在し、医者を務めを果たしながら様々な資料を収集した。1692年10月長崎を出て、バタヴィア、喜望峰経由で1693年10月アムステルダムに到着したが、オランダ滞在中に Leyden 大学に東方旅行中の研究に基づいた医学・博物学関係10編の論文を提出し、医学博士号を取得した。後にレムゴに帰って Lippe 洲領主フリードリヒ・アドルフ伯爵の侍医になったが、仕事が余りに忙しく、旅行中収集した資料をまとめる暇がなかなか見つからなかったようである。その資料の一部を1712年『異国奇観』²⁾として出版したが、タイと日本の資料をまとめた原稿は作成しただけで生前に出版することはできなかった。ケンペルは1716年11月2日病没した。

結局日本関係の資料が出版されたのは、1727年に英語訳で現れた The History of Japan 『日本誌』としてである³⁾。これは翌年の1728年に再出版された。1729年から1734年間での間にフランス語版とオランダ語版が発行されたが、Kaempferの別のドイツ語原稿に基づいたドイツ語版 (Geschichte und Beschreibung von Japan) も1777-1779年に出版された。また、ケンペルの『日本誌』、特に原書付録第6章の論文「鎖国論」は本多利明などの18・19世紀の蘭学者の間でよく知られ⁴⁾、いくつかの和訳書がある⁵⁾。ケンペルが収集した資料をまとめたものとして日本の植物画集も1791年に出版された⁶⁾。

II. 本多利明 (1744-1821) の生涯と業績

ケンペルと比べると、本多利明 (姓は本田とも書く。幼名は長五郎、通称は三郎右衛門、北夷、魯鈍斎と号した。) の生涯や活躍についての情報は少ない⁷⁾。しかし、利明の出身地は不明であるが、越後の蒲原だと推定されている。利明は1761年に(18才で)江戸へ出て、関孝和の門下今井兼庭に和算、千葉歳胤に天文学を学んだあと、1767年に(24才で)江戸音羽に塾を開き、数学、天文学、測量学などを教えた。また、司馬江漢などの指導を受け、蘭学の知識も身に付けた。しかし、利明の知識と研究は、決して机上のものではなく、実体験にも基づいていたことは確かである。浪人生活をしながら各地を回って、地理、民情、物産などを調査し、研究した。また、天明の飢饉などを目撃して、経済政策の改革の必要性を痛感したようである。ケンペルのように外国旅行をしたことはないが——鎖国の政策のため日本人の出国は禁じられていた——観察や実践を重んずる学者であった。数回にわたって蝦夷に航海し、探検旅行の経験もあった。たとえば、1801年自ら凌風丸の船長になったこともある。1809年に一時加賀藩に出仕し、外交問題などについて助言をしながら著述活動にも力を入れた。その著述の中では、特に人口増加や食糧不足の対策として海外貿易、植民地経営、海外進出などを強調し、重商主義的な思想を展開した。利明は1821年に江戸に死去した⁸⁾。

本多利明には全部で70点余の著述があるが、生前印刷されていなかったもので、執筆年代の確定は難しい。しかし、アメリカ人の日本文学者のドナルド・ケーンは『日本人の西洋発見』という著書の中で、利明の活動やその主な著作の内容を紹介し、利明の主な著述として「蝦夷拾遺」(1789年)、「蝦夷土地開発寓存の大概」(1791年)、「蝦夷開発に関する上書」(1792年)、「自然治道の弁」(1795)、「西域物語」(1798年)、「経世秘策」(1798年)、「経済放言」(1800年頃)、「河道」(1800年)、「長器論」(1801年)を挙げている⁹⁾。

III. ケンペルと利明のそれぞれの他世界のイメージ

ケンペルの日本観

鎖国下の日本では情報・資料収集は極めて困難であった。ケンペルが『日本誌』の序言で述べているように、長崎滞在中、自分で直接に観察したこと、見聞したことはもちろんあったが、出島のオランダ商館に監禁されていたので、通訳、官吏などから間接的に与えられた情報に頼ることが多かった。他方で、オランダ商館の館長と数人の付き添いは毎年将軍の謁見を賜るため、江戸参府することになっていたが、ケンペルは2回もこの江戸参府に参加している。旅行中や江戸で自身が見聞したことについて、ケンペルはかなり詳しく述べている。しかし、情報源としてもっとも貴重だったのは、20才の助手であった今村源右衛門¹⁰⁾と推定されている人である。というのは、この助手はケンペルの知りたいことを調べて、和書やその他の資料など手配してくれたからである¹¹⁾。

ケンペルの『日本誌』の主な目的は、ヨーロッパであまりよく知られていない日本の事情を紹介することにあつた。『日本誌』の内容を簡単にまとめると、第1巻は、バタビアからシャムを経由して日本への旅行の様子、それからシャムの歴史や地理、日本の地理、日本人の起源、日本の気候・風土・植動鉱物などについてである。第2巻は日本の政治事情、神代、歴代天皇、それから源頼朝から徳川綱吉までの政治についてである。第3巻は日本の宗教についてであるが、日本独特の宗教として、神道、伊勢参宮、山伏を紹介しており、外来宗教として仏教、儒教を挙げている。第4巻は長崎の住民、行政や、長崎におけるポルトガル人、オランダ人、中国人との貿易の歴史・組織・制度についてである。第5巻は2回にわたってケンペルが参加した江戸参府の様子をまとめたものである。そして、付録として、『異国奇観』にも掲載された緒論考、日本のお茶、製紙業、鍼による疝気療法、日本および中国における艾灸、竜涎香、鎖国論（日本の鎖国政策の是非を論じる）についての論文がある。

ケンペルの日本観が最も顕著に見られるのは、『日本誌』の付録である鎖国政策の是非を論ずる論文である¹²⁾。ケンペルはここで当時のヨーロッパの通説となっていた考えを論駁し、日本の鎖国政策を代弁しようとしているからである。即ち、当時のヨーロッパではすべての国が互いに交流することがごく当たり前のことと考えられていたが、ケンペルの考えでは、ある国が自給自足であれば、他国と交流する必要がなくて他国との交流に伴う戦争・闘争などの悪い影響を避けて、平和に発展することができるから、むしろ鎖国の方がましだと主張している¹³⁾。

ケンペルは日本と日本人を非常に積極的に評価している。先ず地勢から見れば、日本は自然に恵まれており、食物をはじめ生活に必要なものをすべて国内に十分に持っているから、自給自足ができて繁栄している、と言う指摘がある。日本の気候は温暖

であって、極端に暑くもないし寒くもない。地勢は山が多くて、農耕に適している土地の面積はそれほど大きくないが、そのため、日本人が勤勉に働く刺激となっているので逆に有利に働いているとケンペルは考えている。工夫に富んでいる日本人は他の国民が食べようとしない海のものや木の根、野菜を食物とする。日本は数多くの島からなっているが、多様な気候や地勢を持っている地域があるから、動物、植物、鉱物の種類も数多くて豊かである¹⁴⁾。

このように自然に恵まれている日本人は、他の民族に見られないほどの高度の文化をもっている。日本の職人は知恵を働かせて手際の良い仕事をし、その製品は優れている。金、銀、青銅、鉄の細工品をはじめ、絹織物も中国の製品より決して劣っていない。それどころか、日本の紙は中国の紙よりも白く強く、生地がよい。また、日本の漆器類も中国のものよりも優れている、とケンペルは誉めている。そして、これらのすばらしい製品は日本国中で広く交易され、いくつかの重要な商業中心地と港町もあり、国全体が繁栄しているのである¹⁵⁾。

また、ケンペルは日本の国民性も高く評価している。たとえば、日本は戦争の時、兵士として賢明かつ従順であって、固い意志を持っている¹⁶⁾。あるいは一般の生活においても、勤勉でよく働き、礼儀正しさを尊重し、清潔で整理整頓を重視する性格を持っている。更に、日本人は質素な生活ぶりを好んでおり、食料や衣類が少ないときも文句をいわず、我慢強い民族である¹⁷⁾。

さらにまた、日本は政治体制においても有利なところがあるとケンペルは見ている。先ず、日本の法制はヨーロッパほど発展していないが、それは却って良いことである。なぜならば、ヨーロッパ人はその複雑な法律制度を乱用して裁判を必要以上に長くすることが多いが、日本の裁判の場合、関係者が法廷に出て、訴えと証言が行われるだけで、賞罰は速やかに行われ、判決を上訴することも許されていないからである。もちろん、正しくない判決が下されることもあるだろうが、しかし、長い時間と莫大なお金を必要とするヨーロッパの裁判よりもまだ、とケンペルは考えている¹⁸⁾。更に、日本の法制はヨーロッパ人の観点から厳しいように見えるかもしれないが、日本人の好戦性を押さえるのには必要なのである。この好戦性の故に、戦国時代の混乱を引き起こした領主諸間の勢力闘争を鎮圧するためには軍事力を行使するという道しかなかったし、庶民の気ままな態度や傲慢を押さえるためにも厳しい法律が絶対必要なのである。秀吉はせっかく統一した国の平和と治安を保つため、厳しい法律制度が必要であったし、その後を継いだ徳川家康と徳川幕府が同じような政策を受け継いだのも正しいとケンペルは主張している¹⁹⁾。

しかし、そればかりではなく、日本国内の秩序や治安を守るもう一つの政策として、体制を動揺させるような外国からくる悪い影響を避ける必要もあった。即ち、ヨーロッパ人の生活習慣、たとえば、トランプ・さいころなどの賭博、決闘・贅沢な暮らしな

どは日本人の精神と道徳を低下させる。また、キリスト教は日本の神々への信仰とそれに基づく習慣を混乱に陥れるばかりではなく、キリスト教徒の人数が増え、団結して幕府の支配に抵抗すれば、日本の平和や秩序を乱す治安妨害となる。こうした理由から、外国人の入国や日本人の出国、即ち日本と外国との間の交流を最小限度にする鎖国の政策は正しい、とケンペルは主張している²⁰⁾。しかも、ポルトガル人は貿易で過大な利益をあげ、日本から貴金属を輸出して、幕府の経済を不安定にしていた。そこででいよいよ、日本国民の幸福と公共福祉のため、日本の政治体制の安全と秩序を保つために、鎖国政策は不可欠で必要なのである、と言う結論をケンペルは出している²¹⁾。

しかし、ケンペルは以上の理由で日本の鎖国政策を弁護して、それは維持すべきだと主張しているだけでなく、当時の将軍綱吉を賢明で高潔であって、孔子の優れた思想に基づき、国民と国の利益のために政治を行う支配者として高く評価している。即ち、戦国時代の混乱を鎮圧して国に秩序と治安を回復させた先任者の、正しい政策を受け継いだ綱吉の治世下で、日本は平和で、国民は幸福である。日本国民はみな日本の神々をはじめ、国の法律、国の支配者や目上の人を心から尊敬しており、人付き合いも礼儀正しく、高潔で親切な性質を持っている。また、天然資源の豊かな国に恵まれている日本人は、芸術や工芸においても手際がすぐれており、生活用品から芸術品まで豊富に生産し、国中に取り引きすることができるので、国全体が繁栄している。要するに、日本はこれ以上繁栄していた時代はなかった、とさえケンペルは断言している²²⁾。

もちろん、ケンペルが日本を理想的な状況におかれている国として描いているといっても、日本のマイナス面を無視していたわけではない。日本は今では平和であるが国民性は好戦的であって、勇敢な戦士であるが名誉をあまり大事にし過ぎて人生を軽視していることを指摘している。たとえば、敗北を蒙ったときや敵に対して仇を討つことができなくなったときに、自殺することが多いし、戦争で名誉を得ることが最大の価値であるので危険も顧みず上司が命令する前に敵に攻撃をかけたりする²³⁾。

彼はまた、日本人が抽象的概念があまり好きでなく、思弁的哲学や数学に興味を示していないとも言っている。そのため科学の理論とそれが支える技術の面ではヨーロッパほど進んでいない。しかし、その代わりに、日本人は哲学のより実践的面、たとえば倫理学特に儒教の倫理学において優れていることをケンペルは認めている。日本人はキリスト教の神を知らないし信じていないばかりか、キリスト教を迫害している。しかし、だからといって、日本人が無神論者であるというわけではない。それどころか、日本人は日本独特の神々を大事にしているし、宗教的信心行が熱心で、高德であって、ヨーロッパ人よりも優れているとケンペルは主張している²⁴⁾。

利明のヨーロッパ観

利明の「西域物語」の著書名には少し紛らわしいところがある。それは利明も記しているように、ここで「和漢洋」の3つの地域のことを論じているにも関わらず、表題は西域となっているからである²⁵⁾。利明は中国・日本・西洋のことを比較しながら、日本が直面している問題を解決するための手がかりとしては従来の中国の学問よりも西洋の学問の方が役立つので、日本は鎖国政策を捨て、西洋の国にならって海外に進出し、貿易や植民地活動を始めるべきであるという結論を出している。ここで興味深いのは、ケンペルとは裏返しの形で同じ論理を用いているということである。前にも見たように、ケンペルが日本の鎖国政策を支持していたのは、日本は気候や天然資源に恵まれ、日本人が勤勉で手際が良くて、完全に自給自足が出来るので、外国から足りないものを補う必要がないからである。そして、外国との交際は日本の平和と幸福を脅かすものにさらすことになるから、却って外国との交流はマイナスになる、とさえ主張していた。利明の場合、日本は人口が多くて、農業の生産性は限界にきており、食糧が足りないので、外国と交易をして、その不足を補わなければならないと主張している²⁶⁾。言い換えれば、日本は自給自足が出来ないからこそ、鎖国政策を放棄して、外国との交流を進め、日本の経済発展を図るべきだ、ということである。オランダや英国のような西洋の国が、日本と違って繁栄し、世界に進出しているのは、早くから自給自足の政策をやめて、外国と貿易をしながら発展してきたからであるので、日本もこれと同じように海国・対外貿易・植民地開拓などの政策を取るべきである、と論じている²⁷⁾。

あるいは、ケンペルが孔子の思想に基づいた日本の支配者の賢明な政策や高潔な政治を高く評価しているのに対して、利明は幕府の政策を一時の便宜策に過ぎないと批判して、日本が今必要としているのは、国の利益と国民の幸福を省みる賢君である、と主張している²⁸⁾。そればかりではなく、自分の利益のために国民の命を犠牲にする中国の支配者ではなく、自分の利益や命を国民のために犠牲にする西洋の支配者の模範に倣って行動すべきであるとしている²⁹⁾。

実際に従来日本の知恵や文化の源泉として尊敬されていた中国の理想への批判は、「西域物語」の基礎を成しているといっても過言ではないだろう。利明は、中国の学問やそれを模倣した日本の学問は、ある特定のエリートが独占する秘密主義になっているのに対して、西洋の学問は開放的であって、多くの人が学んで国の発展の役に立っているという一般的な批判をしている³⁰⁾。更に「山国」の中国は「海国」である日本の発展の模範にはならないのであって、国の発展のために対外貿易を必要としている日本には、オランダやイギリスの方がもっと適当な模範である、と主張している³¹⁾。

また、中国の学問よりも西洋の学問の方が優れていることを主張するために、利明はいくつかの実例を挙げながら論じている。先ず、利明によれば、西洋の文明は中国

の文明よりも古いので、優れているのだと指摘している。西洋文明が由来するエジプト文明は6000年前にさかのぼるが、中国文明の歴史は3800年しかないし日本文明の歴史は1500年しかないので、西洋の世界ほど発展していないのである³²⁾。あるいは、利明は中国の文字即ち漢字の習得に重点を置く日本の伝統的な学問も批判している。西洋では文字は25の文字しかないのに、いろいろの国の言葉の音を表記することができる。それと対照的に中国の文字は数万もあって、それを覚えるのに時間が大変かかるので、漢学者は他のことを覚える時間がなくなる。利明によると、西洋の学問が中国の学問よりも進んでいるひとつの理由は、西洋人は漢字を覚えるのに必要な数年間を費やさないとすむからだ³³⁾。そして、日本で学問を進めるためには、漢字の表記法をやめ、西洋の文字と同じように音を表すかな文字だけを使って書くべきである、と主張している³⁴⁾。

西洋の学問が優れているもうひとつの点は、それが「万事簡単」で実際に役に立つものであるということにある³⁵⁾。具体的には、西洋の経済的な豊かさや技術の程度の高さ、あるいは世界進出を可能にして支えているのは、中国よりも優れた天文学、数学、航海の術をもっているからである。利明によると、西洋の時計やその他の機械の質が高いことは誰もが認めているが、もうひとつ西洋の学問の優越を裏付けているのは、西洋の太陽暦の正確さである³⁶⁾。しかし、この西洋の太陽暦は中国経由で日本へ伝わり、日本で用いられている暦のもとにもなっている。これに限らず、多くの日本人は西洋人の学問を知らずに野蛮人と軽蔑しているが、むしろ文明が古く、学問が優れている西洋を父母の国と考えるべきだ、とさえ利明は断言している³⁷⁾。

不思議な話だが、利明によると、西洋の優越のもうひとつの理由は西洋人がみな石造りの住居をもっていることにあるそうである。利明はヨーロッパの主な国として、次の国をあげている。即ち、トルコ、ロシア、イギリス、イタリア、ポーランド、ドイツ、フランス、スペイン、ポルトガル、オランダであるが、これらのすべての国ではどこも国民はガラスの窓や暖炉を整えている2-3階建ての立派な石造りの住居に住んでいるという³⁸⁾。そして、石造りの家に育つ子供は知恵が深く、重厚であるのに対して、日本のように木造の家に育つ子供は知恵が薄く、淡白であるので、西洋の方がずっと優れているのだと主張している。実は、そればかりではなく、天明3年から6年までのいわゆる「天明飢饉」で200万人が飢え死にしたのは、木造の家に住んでいる人の愚かさ、性格の弱さにあるのだ、とさえ利明は述べている³⁹⁾。

前にも述べたように、利明の考えでは日本が今直面している問題を解決するために、即ち人口増加と食糧不足の問題を解決するために、日本は鎖国政策を捨て、西洋の国に倣って海外に進出して、貿易や植民地開拓をしなければならないが、そこでは従来中国の学問ではなく、西洋の学問、特に天文学、地理学、数学、航海の術が絶対必要になる⁴⁰⁾。利明は具体的に、蝦夷をはじめ樺太やカムチャツカなどの北方にある領土

まで進出して、開発すべきだと考えている。たとえば、カムチャツカ半島の位地はイギリスとほぼ同じ緯度（赤道以北 51 度）にあるので気候も同じはずである。イギリスやオランダは本国領土の面積が小さく比較的寒いけれど、海外貿易で立派な国にまで発展している。日本の中心をカムチャツカ半島に移して西樺太に大城郭を建て、北方の領土に植民地を作って、開発すべきである、という具体案まで考えている⁴¹⁾。そして、ロシア人がすでに千島列島に進出しているので、日本も早く海外進出に乗り出さないといけないと主張している⁴²⁾。もし日本が海外の領土に進出し、その領土の現地人と仲良くして彼らと交易をしながら教化していけば、彼らは日本人の支配と指導を受け入れるようになり日本はイギリスと並んで広大な海外領土を持つようになるだろうというのが、彼のいささか楽観的に過ぎる予想である⁴³⁾。

しかし、ケンペルと同様に、利明の他世界のイメージも完全に理想的なものではない。というのは、利明は西洋諸国の模範に倣って対外貿易や外国との交際を行えば、日本も発展するだろうと考えている一方、それが日本の発展にとって不利な面、いや危険性さえ持つ、とみているからである。興味深いことに、その短所と危険性はケンペルが鎖国政策の正しさを論じる中で指摘している点とほぼ同じである。たとえば、ポルトガルは日本との貿易を通して莫大な利益をあげていたが、日本にとっては金、銀、銅などの貴金属が大量に流出して良くなかったことも認めている⁴⁴⁾。あるいは、外国との交流は、外国による侵略や支配を可能にする恐れがあり、キリスト教の宣教師が外国の進入、支配の準備をする可能性もあるから、あまり急に鎖国政策から急に開国政策に踏み切るのではなく、慎重に移行する必要があると主張している⁴⁵⁾。

IV. 結論

今まで、ケンペルの「鎖国論」と本多利明の「西域物語」における他世界のイメージについて述べてきたが、それらを比較してみると、いくつかの興味深い共通点が見られる。まず、その著述の目的であるが、ケンペルの場合、『日本誌』のそれはヨーロッパであまりよく知られていない日本の事情を紹介することで記述は比較的客観的である。しかし、「鎖国論」においては、当時の通説となっていた考えを論駁し、日本の「鎖国論」を弁護する意図が明確である。即ち、当時のヨーロッパで流行っていた自然法思想によると、すべての国が互いに交流することが当たり前であるが、ケンペルの考えでは、ある国が自給自足である限り他国と交流する必要はなく、他国との交流に伴う悪い影響を避けることもできるから、かえって、鎖国の方が望ましいのである。

ケンペルと同様に、本多利明の場合もその著述の目的は通説の批判にあるが、鎖国に関する結論は正反対のものである。即ち、利明は当時の幕府の鎖国政策を批判し、開国などの経済改革の必要性を主張した。特に自分で見た天明の飢饉の苦しみを根拠

に、食糧確保と経済発展のために海外貿易や蝦夷、カムチャツカ半島などの開拓と開発の必要性を主張している。

もちろん、ケンペルと利明の著述が残した影響を比較してみると、全く比べ物にならないことは確かである。というのは、『日本誌』は19世紀までヨーロッパで日本の情報の基礎資料となっており、ケンペルの影響力は極めて大きかったからである。『日本誌』の記述やケンペルが書いた地図などの日本関係資料は大英博物館、大英図書館の所蔵品となっており、啓蒙思想家の日本観の典拠となっている。Montesquieuの*De l'esprit de lois*(1748年)「法の精神」、Diderotの*Encyclopédie*(1755年)「百科全書」、Voltaireの*Essai sur les moeurs*(1753年)「習俗論」、Kantの*Physische Geographie*(1756年)「自然地理学」と*Zum ewigen Frieden*(1795年)「永久平和論」などは、ケンペルの著述を引用して、根拠としている⁴⁶⁾。

利明の影響力はそれほどなかった。まず、利明の著述は生前出版されず、良く知られていなかった。はじめて刊行されたのは明治時代になってからである。しかし、それだけではない。鎖国下の日本では彼の思想はあまりにも新しく、従来の価値観や世界観に反するようなものが多過ぎた。Goodmanが指摘しているように、幕府の厳しい管理制度の中で活動していた蘭学者にとって体制や政策を批判することは難しかった。敢えて批判しようとした人は変人と決め付けられ、無視されたり幕府から罰せられたりしていた⁴⁷⁾。また、利明の思想の内容は非常に具体的ではあるが、あまり現実的ではなかったということも否定できない。たとえば、カムチャツカ半島の位置がイギリスとほぼ同じ緯度にあるとしても、気候や地勢が同じだとは限らない。カムチャツカ半島やその他の北洋領土の開発は利明が考えていたよりもはるかに難しいということは事実である。あるいは、日本語の表記法で表意文字の漢字と表音文字のかなを混ぜて使われているという複雑な表記法を改めて、かな書きだけにすれば、漢字を覚えなくてもいいが、同音異義語の意味が正しく通じないことが増えることも確かである。利明の思想は新鮮で、その論述の中に深刻な問題に真剣に取り掛かっている著者の熱意も伝わってくるが、非現実的である。

しかし、後世代への影響の相違を別として、ケンペルと利明がそれぞれにその当時の通説を反論していくなかで、他世界を、自分の世界の欠点を持たず、自分の国が抱えている問題をすでに解決した理想的なものとしていることも興味深い。ケンペルの場合、当時のヨーロッパは戦争とそれにともなう経済的・社会的不安の時代であった。ケンペルが生まれたのは、ドイツを大きく荒廃させた30年戦争の終結の3年後の1651年であったし、17世紀の終わりごろから18世紀にかけてはオスマン・トルコ軍のオーストリア侵略、ルイ14世の領土拡大の戦争、スペイン王位継承戦争の時代でもあった。ケンペルが見た日本は、対照的に信長、秀吉、家康によって統一された後の平和と繁栄の時代であったことは確かである。また、文化、社会、経済的にも繁栄し

た元禄の最盛期でもあった。ヨーロッパの情勢との差があまり大きかったから、ケンペルが感心したことも不思議ではない。

そして、自給自足の下で繁栄していた平和な日本に感心したケンペルと対照的に、天明飢饉を目撃して人口増加や食糧不足の問題を真剣に考えていた利明が、もともと面積が小さく人口が少ない国であったオランダやイギリスが海外へ進出して、対外貿易と植民地開拓を通して繁栄して経済大国となっていたことの中に、日本が直面していた深刻な問題の解決を見出そうとしたのも無理はないであろう。このようにして、エンゲルベルト・ケンペルと本多利明の両者は共に自分の国の欠点や弱点を批判し改革するための模範として他世界のイメージを抱き、長所や有利性を強調したのである。

注

- 1) ケンペルについての文献はかなり多いが、その生涯と活動については特に次のものを参照。Detlef Haberland, "Engelbert Kaempfer. Arzt, Reisender und 'Entdecker' Japans," in *Japanisches Kulturinstitut Köln (Hrsg.), Kulturvermittler zwischen Japan und Deutschland. Biographische Skizzen aus vier Jahrhunderten* (Frankfurt/New York: Campus, 1990); ヨゼフ・クライナー編『ケンペルの見たトクガワジャパン』(六興出版1992年); B・M ボダルト=ペイリー著『ケンペルと徳川綱吉—ドイツ人医師と将軍の交流』(中央公論社刊1994年); また、*Engelbert Kaempfer zum 330. Geburtstag Gesammelte Beiträge zur Kaempfer-Forschung und zur Frühzeit der Asien-Forschung in Europa*. Zusammengestellt und bearbeitet von Hans Hüls und Hans Hoppe. Lippische Studien, Bd. 9 (Lemgo, 1982) も参照。
- 2) 原書の題目は *Amoenitatum Exoticarum, politico-physico-medicorum Fasciculi V, quibus continentur variae relationes, observationes & descriptiones rerum Persicarum & ulterioris Asiae, multa attentione, in peregrinationibus per universum Orientem, collectae, ab auctore Engelberto Kaempfero, D. Lemgoviae* となっている。
- 3) 原書の題目は *The History of Japan, Together with a Description of the Kingdom of Siam 1690-1692* となっている。
- 4) 本多利明「西域物語」『日本の名書25』中央公論社(昭和47年)445頁。
- 5) 『日本誌』の出版の経緯はかなり複雑である。詳細については、沼田次郎・酒井恒著『ケンペル著 *The History of Japan* 刊行250年記念ファクシミリ版解説』(雄松堂書店1977年)2-9頁を参照。
- 6) 原書の表題は *Icones selectae Plantarum, quas in Japonia collegit et delineavit Engelbertus Kaempfer ex archetypis in Museo Britannio asservatis* となっている。
- 7) 利明の生涯や業績については、ドナルド・キーン著 芳賀徹訳『日本人の西洋発見』中央公論社(1982年)95-196項を参照。尚、原文は Donald Keene, *The Japanese Discovery of Europe 1720-1830* (Stanford University Press, 1952) であるが、1969年に改訂版もでている。
- 8) 「本多利明」『国史大辞典』第17巻 吉川弘文館(平成3年)832頁。
- 9) ドナルド・キーン著 芳賀徹訳『日本人の西洋発見』中央公論社(1982年)100-101項を参照。これらの著述は『本多利明集』本庄栄治郎編 近世社会経済学説大系(1935年)に載っている。

- キーンはまた、原書に「西域物語」と「経世秘策」の英語の抄訳を付録として付け加えている。
- 10) 今村源右衛門とケンペルとの関係については、B・M・ボダルト=ペイリー著 中直一訳『ケンペルと徳川綱吉——ドイツ人医師と将軍との交流』中央公論社（1994年）103-113頁を参照。
 - 11) Kaempfer, *History of Japan*, I: xxii-xxiii.
 - 12) 原書の表題は “An Enquiry, whether it be conducive for the good of the Japanese Empire, to keep it shut up, as it now is, and not to suffer its Inhabitants to have any commerce with foreign nations, either at home or abroad” となっている。
 - 13) Kaempfer, *History of Japan*, III: 303-305.
 - 14) 同上 313-315 頁。
 - 15) 同上 315-316 頁。
 - 16) 同上 310 頁。
 - 17) 同上 312 頁。
 - 18) 同上 319-320 頁。
 - 19) 同上 325-327 頁。
 - 20) 同上 329-331 頁。
 - 21) 同上 330-331 頁。
 - 22) 同上 336 頁。
 - 23) 同上 307, 311 頁。
 - 24) 同上 317-318 頁。
 - 25) 本多利明「西域物語」佐藤昌介責任編集『日本の名著 25』中央公論社（昭和 47 年）419 頁。
 - 26) 同上 433 頁。
 - 27) 同上 433-34 頁。
 - 28) 同上 459 頁。
 - 29) 同上 486 頁。
 - 30) 同上 448-449 頁。
 - 31) 同上 477 頁。
 - 32) 同上 425 頁。
 - 33) 同上 445-446 頁。
 - 34) 同上 434 頁。
 - 35) 同上 436 頁。
 - 36) 同上 436-438
 - 37) 同上 425 頁。
 - 38) 同上 450-451 頁。
 - 39) 同上 455 頁。
 - 40) 同上 472-473 頁。
 - 41) 同上 461-464 頁。
 - 42) 同上 464-465 頁。
 - 43) 同上 468-469 頁。
 - 44) 同上 457 頁。
 - 45) 同上 430-432 頁。
 - 46) ヨーロッパ人の思想家がケンペルの著述を引用していることについては、Peter Kapitza, *Japan*

in Europa. Texte und Bilddokumente zur europäischen Japankenntnis von Marco Polo bis Wilhelm von Humboldt. 2 Bde. (München: Judicium Verlag, 1990) を参照。
47) Grant Goodman, *Japan: The Dutch Experience* (London: Athlone Press, 1986), p. 229.

ヨーロッパ通貨統合の意味するもの*

荒井好和

I

新聞報道によれば、1998年6月3日以来、エリトリアとエチオピアの間で地域的戦闘が行われ、全面戦争に発展するのではないかとの危惧がもたれているという。戦闘の直接の引き金になったのは、両国国境の紛争地の帰属をめぐる話し合いがこじれたこととされているが、遠因はほかにある。

エリトリアは、1993年5月にエチオピアから独立した新興国である。したがって、当然のことながら、経済のあらゆる面において旧宗主国であるエチオピアとの関係が深く、エチオピアとほとんど一体の経済圏を構成していた。独自の通貨を持たず、国内ではエチオピア通貨「ブル」が用いられていた。1997年11月、エリトリアが新たな自国通貨「ナクファ」を導入したことで両国の関係は一挙に悪化した。独自の経済政策をめざそうとするエリトリアに対して、エチオピアは一定金額以上の取引についてはhard currencyの裏付けを要求するなど、双方の経済政策の違いが際立ってきた。エリトリアによる新通貨の導入が今回の両国の戦闘の遠因とされる所以である。

この事件は、われわれに興味深い事実を教えてくれる。まず、言い古されていることではあるけれど、国民通貨の発行は国家主権の象徴であるという事実。もう一つは、一国の望ましい経済政策の遂行のためには、共通通貨を使用し経済圏を同じくするよりも、独自の通貨を発行する方が望ましい場合があるという事実である。そして何よりも重要な点は、共通通貨圏を離れる、あるいは逆に、共通通貨圏に参加することは、経済的な得失とは次元の異なる判断であるということである。

一方、これも新聞報道によれば、1998年5月はじめに開かれた欧州連合(EU)の蔵相理事会と首脳会議において、通貨統合に参加する11カ国が決定された。英国・スウェーデン・デンマークは参加を見送ったものの、11カ国という数は当初の予想を大きく上回る参加数である。また、蔵相理事会では、参加各国の財政状況と経済政策の相互監視を予定より半年早めて今年の7月から始めることが決定された。さらにその後、単一通貨「ユーロ(euro)」の金融政策を決める欧州中央銀行(ECB)が当初予定

を1カ月繰り上げて6月に発足することが決まった。いずれも通貨統合にかける欧州連合の意気込みを感じさせる決定として注目されている。今後は、1999年1月1日から参加国通貨とユーロの交換レートおよび参加国通貨間の為替レートが固定され、2002年からは紙幣や硬貨が発行されるはこびとなっている。

アフリカとヨーロッパで起こっているこれら二つの出来事は、それぞれの向かおうとしている方向が180度異なるにせよ、またそれらが世界経済に与える影響の度合いが異なるにせよ、異なる段階にある近代民族国家がとりうる表出形態として注目に値する。われわれは、各国家にとって通貨統合に参加するか否かはすぐれて政治的な判断であり、したがって、経済的便益と費用を比較考量したうえで参加するか否かを決定すべきであるとする考えは誤りであると考え。ヨーロッパで進行している事態は、従来の民族国家の部分的解体ないしは変質を意味するものとしてとらえる必要があるように思われるからである。

欧州通貨統合について書かれた論考は、枚挙にいとまがない。この小論の目的は、それらの論考を細部にわたって検討し展望することではなく、欧州通貨統合の試みを観察してきた一人としてその意味するところを、われわれの関心のありどころに即して述べることを意図している。その意味でこの小論は、あらたな分析視角の提供にとどまる試論のごときのものであって、形式的な議論の埒外にあるであろうことをあらかじめ断っておきたい。

II

欧州通貨統合の問題をかんがえるとき、おそらく誰もが不可解と思う事柄がある。そもそもなぜヨーロッパは経済統合しなければならないのか、そしてなぜ単一通貨(通貨統合)でなければならないのか、参加国の国民通貨を残して固定相場制度あるいは変動相場制度を採用するという方法はあるのだろうか、という素朴な疑問である。

なぜ経済統合かという問いに対しては、その賛否両面にわたってこれまでも歴史・文化・社会・経済・政治などさまざまな側面から論じられてきたし、これからも多くの人々の耳目を引き続けるであろう。しかしながら、それらの議論はいずれも隔靴搔痒の感じを拭えない。この感じは次のような問いに置き換えてもよい。エリトリアはなぜ共通通貨を使うエチオピア経済圏から離れようとしているのだろうか。おそらくはさまざまなレベルでヨーロッパ以上に近い関係にある両国であれば、同一の通貨を用いる経済圏に踏みとどまったほうがより多くの便益を享受できるのではないだろうか。ヨーロッパの経済・通貨統合が何を意味しているのかを考えるということは、エリトリアの共通通貨圏離脱の意味を問うことと同じである。ヨーロッパ大陸と

アフリカ大陸の一部で生起している出来事に通底しているものがあるとするれば、それを抽出することが経済統合の論拠となりうるのではなかろうか。この問題に全面的に答えるのは難しいけれども、われわれは国家のあり方という観点からこの問題を取り上げてみたい。この経済統合については後で立ち返ることとして、はじめに経済統合の究極の姿である通貨統合の問題を概観しておこう。

EC（欧州共同体）のなかで通貨統合問題が正式にでてきたのは1962年の「第二段階の行動計画」からであるが、具体的には1979年の欧州通貨制度（EMS）の設立と、通貨統合へ向けて3段階アプローチを示した1989年の「経済・通貨同盟（EMU）に関する報告書」（ドロール報告）以降であるといつてよい。共通通貨（ECU）を創出し、通貨安定化のための介入ルールを取り決めたERM（Exchange Rate Mechanism）を導入したEMSは実質的にはドイツマルク経済圏であったため、東西ドイツ統一をきっかけに始まった通貨投機はEMSを大きく揺さぶり、EMSに関する評価とともに将来の通貨統合の是非についての論議をひき起こすこととなった。

各国が国民通貨を保持しているEMSから、国民通貨を放棄し単一通貨を採用するという通貨統合への移行をめぐる議論の中でしばしば引き合いに出されたのはいわゆる最適通貨圏の理論である。よく知られているように、最適通貨圏の理論とは、生産要素の移動性・その国の開放度・金融的統合度を基準として1つの通貨が通用する地域（通貨圏）を確定しようとするものである。しかしながら、欧州通貨統合の問題に対して、この理論が多用されたことは不幸であったといわざるをえない。Kenen（1997）が正しく指摘しているように、最適通貨圏の理論の関心は固定相場制か変動相場制かを選択にあるのであって、固定相場制度かそれとも共通通貨の導入かという選択にあるのではない⁽¹⁾。なぜならば、各国通貨が狭い為替レートの変動幅の間に結びつけられている通貨圏と、通貨統合はともに固定相場制度という一般的なカテゴリーに包摂されるからである。たとえヨーロッパ諸国間の生産要素移動が自由で、開放度が高く、金融的統合が進んでいるとして、固定相場制の採用が妥当であるとはいっても通貨統合が望ましいとはいえない。固定相場制から単一通貨導入へは飛躍がある。すなわち経済的論理が不明確なのである。

論理的飛躍を回避する一つの方法は、通貨統合の経済的便益と費用を比較考量することによって通貨統合の是非を論じることである。以下にあげる記述はそのような問題意識を典型的に示している。

通貨統合に参加できるかどうかという問題とは別に、通貨統合の便益・費用分析をするのは、実は1993年11月1日マーストリヒト条約（欧州連合条約）が批准、発効された後でも、欧州連合の目標である通貨統合、経済統合、政治統合の間の関係は、誰もがそう思っているほど明確ではないからである。（島野卓爾（1996）p. 3）

通貨統合から生じるおもな便益としてしばしば挙げられるのは、通貨統合が恒久的とみなされる場合、(1)情報費用・取引費用が節約され、(2)為替レート変動に関する不確実性、すなわち為替リスクが消失するということである。(1)は貨幣がもつ諸機能に注目した議論であるが、その意味するところは抽象的であり分析レベルで必ずしも明示的に取り上げられているわけではない⁽²⁾。

情報費用の節約は貨幣の計算単位機能と、取引費用の節約は貨幣の交換手段機能と密接に結びついている。たしかに貨幣は取引のために必要な情報の費用を節約させ、一定の財の組み合わせをより少ない費用で得ることを可能にさせる方策であるから、社会的に一つの貨幣が選択されること自体本質的に外部性を持っているとってよい。すなわち貨幣それ自体は公共財ではないが一定の貨幣制度の存在は公共財であるから⁽³⁾、単一通貨が広い範囲で流通することはそれだけ人々による便益の享受が拡大されることを意味するであろう。

貨幣の計算単位としての機能をみるために、1例として世界の貿易取引の中で各国通貨がどの程度使われているかをみてみよう。表1は世界の輸出契約に占める各通貨の使用割合を、1980年と1992年の2つの時点で比較したものである。世界の全輸出のうちドル建取引が——その割合は若干減少しているものの——圧倒的に大きいことがわかる。ここでいう国際化の係数とは、たとえばドルについていえば、世界の全輸出に占めるドル建取引のシェアを、世界の全輸出に占めるアメリカの輸出のシェアで割ったものである。ドルはもちろんのこと、ドイツマルクも世界の貿易に占めるウェイト以上に用いられていることがわかる。またこの表から、円の国際化が遅々として進んでいない様子が見えてくる。

今後、新たに導入されるユーロがユーロ圏内において使用されることはもちろんであるが、世界の計算単位として用いられるか否か、すなわちユーロ建取引が進むか否かは、世界貿易全体に占めるユーロ圏の相対的ウェイトやユーロ圏内の価格の相対的安定性などに依存するものと考えられる。したがって、欧州連合内では明らかに情報費用は節約されるが、それが他の国々の人々によって享受されるか否かは現段階では未知数と言ってよい。

情報費用の削減は、当然のことながら取引費用の低下をもたらす。ユーロの導入は通貨圏内での外国為替の売買の必要性をなくすから、欧州連合内では明らかに取引費用は低下すると考えてよい。OECDによれば、1995年4月の時点でEMS通貨が外国為替の全取扱高に占める割合は70%であるが(外国為替の売りと買いの両者を集計しているため100分比の合計は200%になる点に注意)、ユーロ導入後はその割合が15%程度落ち込むと試算されている⁽⁴⁾。いいかえれば、その減少分だけ取引費用は減少すると見込まれているわけである。しかしながら、ヨーロッパでは現在銀行相互間で電子決済取引が進展しており、すでに取引費用の低下が進行している事態を考慮すると、

表1 Denomination of international trade

Shares of the major currencies in denominating international trade

	1980		1992	
	Share of world exports denominated in : (per cent)	Coefficient of internationalisation ^a	Share of world exports denominated in : (per cent)	Coefficient of internationalisation ^a
US dollar	56	4.5	48	3.6
Five European currencies ^b of which :	31	1.0	31	1.0
Deutschemark	14	1.4	16	1.4
Yen	2	0.3	5	0.6

a) The coefficient of internationalisation is defined as the ratio of the share of world exports denominated in a particular currency to the share of world exports accounted for by the country issuing that currency. A ratio greater than 1 indicates a situation in which the use of the currency exceeds the weight of the country issuing that currency in world trade. The coefficient of internationalisation of five European countries has been derived using the simple sum of exports of these countries.

b) Includes the following currencies : DM, FF, lira, £, and the guilder.

Sources : Agnès Bénassy-Quéré, 1996, *op. cit.*, Fabienne Ilzkovitz, "Prospects for the internationalisation of the Euro", European Commission, DGII, Economic and Financial Affairs, Document II/362/96-EN, 1996 and OECD Secretariat.

[資料出所 : OECD (1997) p. 26]

OECD の試算は過大評価のきらいがあろう。

(2)のユーロの使用が、為替レートの乱高下による不確実性や為替リスクをなくし、欧州連合内での貿易や投資を刺激する効果を持つという側面はどうであろうか。1990年から94年までの5年間、EUの域内貿易を除いて、EU諸国のGDP(国内総生産)に対する貿易収支の割合をみると-0.9%と低下傾向にある。表2は、OECD諸国について輸出入の対名目GDP比を示したものである。

EU諸国に注目すると、輸出・輸入ともにEU域内での貿易取引が大きいことがわかる。1962年から95年までの間、域内貿易は輸出入ともに50%台から60%台へ着実に増大してきていることが簡単な計算で確かめられる。さらに傾向的に、アジア諸国との貿易取引が増加している点に注意する必要があるかもしれない。先の表1と照らし合わせると、円の国際化が進展しない分、将来はユーロ建取引が増える可能性を暗示しているからである。またここには示していないが、EU諸国の域外取引についてみると、輸出入ともに相手国ないし地域は多様化している。問題は、今後ユーロの導入によってEU域内貿易と域外貿易が増大するか否かである。前者についてはすでに論じたが、それに加えて、域内貿易への効果は為替レートの安定性よりも税制その他の法制度の調和がより根本的な効果を及ぼすと考えるべきであるとする意見は傾聴に値する⁽⁵⁾。域外貿易については、ユーロがどこまで国際通貨としての役割を果たすことができるかに依存するが、その際の目安は円の国際化の進展の程度であろう⁽⁶⁾。

最後に、単一通貨導入によるコストについて簡単に触れておこう。はじめに述べた

表2 Geographical structure of OECD trade

		percentage of nominal GDP													
Area or country	Source/destination	Source of imports						Destination of exports							
		1962	1972	1982	1992	1995	1996	1962	1972	1982	1992	1995	1996		
OECD ^a	OECD	6.12	8.10	10.54	11.54	12.09	...	5.88	7.98	10.19	11.34	12.19	...		
	of which :														
	European Union	3.55	4.87	6.08	6.79	6.70	...	3.55	4.79	6.30	6.93	6.98	...		
	United States	1.22	1.26	1.64	1.72	1.92	...	0.86	1.38	1.65	1.89	2.25	...		
	other	1.35	1.97	2.82	3.03	3.47	...	1.47	1.82	2.24	2.51	2.95	...		
	Non-OECD	2.32	2.33	4.54	3.42	4.06	...	2.29	2.19	4.08	3.26	4.11	...		
of which :															
DAEs+China ^b	0.22	0.36	0.92	1.31	1.68	...	0.25	0.38	0.80	1.21	1.71	...			
OPEC	0.66	0.81	2.14	0.82	0.74	...	0.33	0.41	1.41	0.60	0.48	...			
United States	OECD	1.85	3.55	5.10	6.11	7.27	7.31	2.27	3.01	4.36	5.40	5.88	6.05		
	of which :														
	European Union	0.71	1.18	1.50	1.71	1.90	1.97	0.98	1.16	1.75	1.81	1.78	1.76		
	other	1.14	2.37	3.60	4.40	5.38	5.35	1.29	1.85	2.61	3.59	4.11	4.30		
	Non-OECD	1.01	1.05	2.64	2.84	3.42	3.58	1.50	1.11	2.37	2.13	2.49	2.52		
	of which :														
DAEs+China ^b	0.11	0.29	0.82	1.54	2.01	2.05	0.09	0.18	0.56	0.88	1.14	1.11			
OPEC	0.26	0.22	0.99	0.56	0.53	0.61	0.18	0.23	0.73	0.37	0.30	0.32			
Japan	OECD	5.42	4.15	4.72	3.37	3.47	3.90	4.18	5.59	6.68	5.53	4.84	4.97		
	of which :														
	European Union	0.89	0.72	0.79	0.90	0.96	1.08	0.98	1.40	1.82	1.80	1.38	1.37		
	United States	2.97	1.92	2.22	1.41	1.48	1.74	2.32	2.95	3.35	2.59	2.39	2.46		
	other	1.56	1.50	1.70	1.05	1.03	1.09	0.88	1.24	1.51	1.14	1.08	1.14		
	Non-OECD	3.53	3.56	7.36	2.88	3.10	3.70	3.89	3.82	6.03	3.59	3.82	3.98		
of which :															
DAEs+China ^b	0.94	0.99	2.41	1.51	1.85	2.23	1.25	1.55	2.34	2.44	2.90	2.97			
OPEC	1.12	1.50	4.45	1.04	0.84	1.03	0.52	0.61	2.00	0.51	0.35	0.38			
European Union	OECD	11.08	13.43	17.95	18.11	18.56	...	10.35	13.48	17.08	17.42	19.40	...		
	of which :														
	European Union	7.57	10.20	13.21	13.77	13.76	...	7.44	10.16	13.33	13.83	14.81	...		
	United States	1.75	1.43	2.04	1.56	1.70	...	1.04	1.36	1.55	1.34	1.61	...		
	other	1.75	1.80	2.71	2.78	3.09	...	1.87	1.95	2.20	2.25	2.98	...		
	Non-OECD	4.16	3.68	6.19	3.53	3.84	...	3.35	3.04	5.47	3.30	4.11	...		
of which :															
DAEs+China ^b	0.27	0.29	0.57	1.00	1.23	...	0.28	0.25	0.51	0.71	1.16	...			
OPEC	1.20	1.38	2.83	0.74	0.61	...	0.55	0.60	2.07	0.73	0.61	...			

a) OECD includes Korea from 1988.

b) DAEs are the Dynamic Asian Economies (Chinese Taipei, Hong Kong, Malaysia, Philippines, Singapore and Thailand).

[資料出所 : OECD (1997) Annex Table 63, A70]

ように、通貨統合に参加する国々の通貨は1999年から相互に固定され対ユーロの交換レートも固定される。ヨーロッパの金融政策はECBによって担われ、参加各国は独立した金融政策を放棄する。90年代初めに実現した国際資本移動の完全自由化の状況下で考えれば、このことは一国にとって望ましい失業の水準あるいはインフレ水準の達成が犠牲にされるということの意味する。とりわけドイツ連邦銀行の意向を強く反映しているECBは、物価安定と政府からの独立性を標榜しており、参加国を襲う非対称的なショックをさらに悪化させる恐れなしとはいえない。

通貨統合の便益と費用の比較に関する研究は、現在のところ悲観論と楽観論が交錯しておりしかも推測の域をでていない。とくに、通貨統合による便益は多くの場合漠然としたしかも抽象的なものであるだけに、比較をいっそう困難にしている。そうであれば、通貨統合による経済的便益と費用の分析が多くの不確定要素を残している段階で、ヨーロッパ諸国は何故に経済統合を押し進めようとしているのだろうか。

III

Feldstein は、通貨統合によるネットの経済的効果が否定的である理由を縷々述べたうえで、それにもかかわらずヨーロッパが統合へ向かおうとしている決意について次のように述べている。

私にとってはっきりしているのは、(経済・通貨統合に関するヨーロッパの)決意は単一通貨による経済的利益・不利益に依存しているのではないであろうということである。通貨統合を形成するか否かの決意は、ヨーロッパの将来の望ましい姿について、また個々の国々や政治的意思決定者たちにとっての政治的利益・不利益について、(ヨーロッパの人々が)深く心に抱いている政治的な考えを反映しているのであろう。

私はこうした政治的な動機の重要性を強調するが、それは通貨統合形成というヨーロッパの決意をみて、そうするのは経済的に優位に立つためであるとヨーロッパの専門家たちが考えたからであろうと推論することは誤りであることを強調するためである。同様に、もしその決意が放棄されることがあれば、それは経済的費用が経済的便益を上回っていると専門家たちが考えたからだと推論するのも誤っていることになる。

Feldstein (1997) pp. 23-24.

Feldstein が強調するヨーロッパにおける統合への政治的動因は、ヨーロッパびいきの国際主義と狭義の国益の追求との奇妙な混淆にある⁽⁷⁾ という。具体的には、国際政治におけるヨーロッパの復権の試みであり、つまるところアメリカとロシアの指導権の低下がヨーロッパの政治統一を促しているとする立場である。国益の追求とは、欧州連合内でのドイツとフランスの指導権争いが矛盾を含みつつも欧州連合を追求する推進力になっていることを指している。こうした見方は、ヨーロッパ経済統合を政治的側面から取り上げる場合のいわば常套手段とってよい。

たしかに、ヨーロッパの経済・政治統合化への歩みを振り返ってみるとき、Feldstein のいう動因が部分的に作用していたことは否めない。1952年に設立された ECSC (欧州石炭鉄鋼共同体) は石炭と鉄鋼という経済的手段を使いながら、その最も重要な目的はドイツとフランスの間の戦争を回避するという政治的なものであった。1958年に EEC (欧州経済共同体) と EURATOM (欧州原子力共同体) 設立の母胎となったローマ条約も経済統合優先を掲げながら、その背後にはヨーロッパの復興と復権が、とくにアメリカに匹敵する力をつけ、同時にソ連の政治的・軍事的脅威に対抗できる力を取り戻すことがねらいとしてあった。米・ソ冷戦構造の終焉後に批准されたマーストリヒト条約は、共通外交・共通安全保障政策に関するあらたな規定を盛り込み、それまで同時複合的に展開されてきた経済通貨統合と政治統合の結合を確認するとともに

EU（欧州連合）としての存在の価値を国際的に示すことを意図している。

しかしながら、Feldstein がいうようにヨーロッパにおける政治状況と政治力学が経済統合の推進力になっているという考えは、当然のことながら、地域の政治的特殊性を強調することになり、そこから何らかの歴史的な普遍性を取り出すことは難しくなる。いいかえれば、エリトリアの反統合主義はアフリカ地域の特殊な政治状況がもたらしたものであるということになる。

われわれは各地域、各国家がそれぞれに異なった政治状況に置かれていることを否定するものではない。しかしそれだけがすべてではないこともまた確かなことである。われわれのかんがえでは、アメリカをはじめとして日本やヨーロッパなどの先進諸国の国家においては、政府の政治政策は民間企業や国民の経済的状況にとってもはや二義的な意味しか持ち得なくなっている。このことをいいかえれば、これら先進諸国における経済構造の変化に対応したあらたな政府の役割が模索されなければならないということである。ここでいう経済構造の変化とは、第3次産業の肥大化にみられる産業構造の高次化である。

表3は、OECDの統計からEC諸国の製造業の付加価値がGDPに占める割合をあらわしたものである。一見して気づくことは、1980年以降各国において製造業の比重が相対的に縮小しているという事実である。一般に、第2次産業に包摂される製造業

表3 EC諸国GDPに占める製造業付加価値の比重

	(%)				
	1960	1974	1980	1985	1989
ベルギー	30.5	30.8	24.4	23.1	--
デンマーク	29.5	18.1	17.2	17.1	15.8
フランス	29.1	27.9	24.2	22.0	21.3
ドイツ	40.3	36.1	32.6	31.9	31.1
ギリシア	14.5	18.2	17.4	16.3	15.3
アイルランド	—	22.8	—	—	—
イタリア	28.6	28.6	27.8	24.1	23.2
ルクセンブルグ	41.7	41.8	28.5	30.0	28.4
オランダ	33.6	25.0	17.9	18.0	20.2
ポルトガル	27.9	33.8	31.0	30.4	--
スペイン	26.7	27.7	28.2	27.4	--
イギリス	32.1	26.7	23.1	20.6	--
E C	32.3	29.3	26.4	24.5	23.9

資料出所：OECD, Historical Statistics 1960-1990, 1991.

の比重低下は先進工業国共通の現象である。わが国においても製造業のシェアは低下傾向を示しており、実質 GDP に占める製造業のシェアは 1994 年にはわずかに 26% 台にまで落ち込んでいる。いうまでもなくこのことは、農・林・水産業の長期的低落傾向と照らし合わせると、第 3 次産業とよばれるサービス部門が経済の圧倒的な部分を占めていることを意味している。他方、参考までに国連の Yearbook of National Accounts Statistics でエチオピアのデータをみると、1992 年の時点で第 1 次産業のシェアが 47% を占めている。製造業にいたっては 12% 台で、この中には電気・ガス・水道業など本来第 3 次産業に含まれるべき数字が入っているから実態はさらに低下する。

80 年代に入って主要先進工業諸国において第 3 次産業が圧倒的な重要性をもつようになったという事実、いかえれば、産業の高度化という共通の現象をどのようにとらえたらよいのであろうか。第 3 次産業は多くの場合、サービス産業としてひと括りにされているけれども、そこにはきわめて多様な業種が含まれている。金融・証券・医療・物流など第 3 次産業に属するいくつかの業種に関する分析は個別に行なわれてはいるものの、第 3 次産業全体として、その肥大化が何を意味するのかについて十分な経済分析の光が当てられてきたとは言いがたい。

いずれの国でもそうであったが、一般に、第 3 次産業はこれまで政府による種々の規制に守られてきた分野である。しかしながら、科学技術の発達がかつて第 2 次産業における政府の規制を無意味化したように、いまや第 3 次産業の規制緩和を急速に促している。これを、第 3 次産業で生産される財・サービスが非貿易材から貿易材に変わりつつあると言ってもよいし、経済のグローバル化のもとですべての財・サービスがそれぞれ単一の市場を形成しつつあると言ってもよい。あるいは資本主義の高度化が世界を単一化の方向に向かわせているとみなしてもよいかもしれない。いずれにせよ、そこで求められているものは、産業の高度化に対応したあらたな国家、政府のあるべき姿である。それは従来管理機構として絶対化されていたものがもはや意味をなさなくなっていく過程でもある。国家のあらたな枠組み作りが模索されなければならない所以である。

マーストリヒト条約がこうした状況の変化を背景に打ち出されてきたのは象徴的である。表 4 は、新しい EC (欧州共同体) 設立までの各条約の編別構成を比較したものである。

これをみると、1986 年の単一欧州議定書では条約第三部の共同体の政策について第五編以降が追加され、さらにマーストリヒト条約ではその内容がより具体的に示され、第八編以下第十七編までがあらたにつけ加えられたものであることがわかる。ヨーロッパが日米に後れをとっているといわれている先端産業、とりわけ情報・通信産業の産業競争力を強化するために研究・技術開発を促進させるのは当然として、運輸ネッ

表4 EECを設立する条約・ECを設立する条約の編別構成の比較表

EECを設立する条約 (ローマ条約) (1957年3月25日調印) (1958年1月1日発効)	単一欧州議定書による修正ローマ条約 (1986年2月17日調印) (1987年7月1日発効)	ECを設立する条約 (マーストリヒト条約第G条) (1992年2月7日調印) (1993年1月1日発効)
第一部 原則 第二部 共同体の基礎 第一編 商品の自由移動 第二編 農業 第三編 人、役務、資本の自由移動 第四編 運輸 第三部 共同体の政策 第一編 共通規則 第二編 経済政策 第三編 社会政策 第四編 欧州投資銀行 第四部 海外の国および領域との連合 第五部 共同体の機関 第六部 一般規定および最終規定	第一部 原則 第二部 共同体の基礎 第一編 商品の自由移動 第二編 農業 第三編 人、役務、資本の自由移動 第四編 運輸 第三部 共同体の政策 第一編 共通の規定 第二編 経済政策 第三編 社会政策 第四編 欧州投資銀行 第五編 経済的・社会的結束 第六編 研究および技術開発 第七編 環境 第四部 海外の国および領域との連合 第五部 共同体の機関 第六部 一般規定および最終規定	第一部 原則 第二部 欧州同盟の市民権 第三部 共同体の政策 第一編 商品の自由移動 第二編 農業 第三編 人、役務、資本の自由移動 第四編 運輸 第五編 競争、税、法の接近についての共通規定 第六編 経済通貨政策 第七編 共同通商政策 第八編 社会政策、教育、職業訓練、青年 第九編 文化 第十編 保健 第十一編 消費者保護 第十二編 汎欧州ネットワーク 第十三編 産業 第十四編 経済的・社会的結束 第十五編 研究および技術開発 第十六編 環境 第十七編 開発協力 第四部 海外の国および領域の連合 第五部 共同体の機関 第六部 一般規定および最終規定

資料出所：内田勝敏・清水貞俊（1993）p. 24

トワーク・通信ネットワーク・エネルギー源の輸送ネットワークの構築をめざす汎欧州ネットワークの確立は注目に値する。さらにつけくわえれば、マーストリヒト条約は共通規定で始まっているが、そこにはローマ条約にはない諸規定が含まれている。共通外交、共通安全保障政策に関する新しい規定を盛り込む一方で、司法、内務分野の協力、すなわち難民・移民政策、麻薬政策の問題、民事・刑事全般に関する問題に関する諸規定をもうけている。すなわちこれらの部分は、ヨーロッパ諸国の産業構造の高次化にともなって、各国家の枠組みを残すことは意味がない、あるいは枠組みをはずさざるを得ない状況にいたっていると読むこともできるはずである。

IV

民族国家は近代資本主義の興隆期に産声をあげている。いわばそれは、第1次産業と第2次産業の対立・相克を基盤として形成されてきたものであり、管理機構としての国家の役割もそのような産業構造を前提として有効でありえた。第3次産業の肥大化が経済発展の不可避の流れだとすれば、この産業の高度化に対応する新たな国家像が試みられなければならない。ヨーロッパにおける経済・政治統合の試みはその一步となりうるかもしれないが、同時に、単に連合は先験的に優位であるとする考え方は成り立たないということも確かなことである。ただ現時点では未知数の部分が多いものの、段階的に国家の枠組みを取り外していこうとしていることだけは明らかであるように思われる。その意味で、未知の段階に入った近代民族国家のあり方を考える上で、ヨーロッパの経済・政治統合の動向はわれわれに貴重な情報を与えてくれるはずである。

*本稿は、1997年12月5日ヨーロッパ研究センター(南山大学)において報告した内容を全面的に改訂したものである。

注

- (1) Kenen (1997) p. 211.
- (2) Krugman (1992) pp. 187-89 参照。
- (3) 浜田(1982) pp. 38-39 参照。
- (4) OECD (1997) p. 27.
- (5) Feldstein (1997) p. 33 参照。
- (6) Mundell (1995) pp. 31-33 参照。
- (7) Feldstein (1997) p. 25.

参考文献

- 浜田宏一(1982)「国際金融の政治経済学」、創文社。
島野卓爾(1996)「欧州通貨統合の政治経済学」、有斐閣。
島崎久彌(1997)「欧州通貨統合の政治経済学」、日本経済評論社。
内田勝敏・清水貞俊編著(1993)「EC経済論—欧州統合と世界経済—」、ミネルヴァ書房。
Feldstein, Martin. (1997), "The Political Economy of the European Economic and Monetary Union: Political Sources of an Economic Liability", *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 11, No. 4, Fall.
Kenen, Peter B. (1997), "Preferences, Domains, and Sustainability", *American Economic*

- Review, Vol. 87, No. 2, May.
- Krugman, Paul R. (1992), *Currencies and Crises*, The MIT Press.
- Mundell, Robert A. (1961), "A Theory of Optimum Currency Areas", *American Economic Review*, Vol. 51, No. 4, September.
- Mundell, Robert A. (1995), "Prospects for the International Monetary System and its Institutions", in Hans Genberg (ed.) *The International Monetary System-Its Institutions and its Future*, Springer-Verlag, Berlin.
- Mundell, Robert A. (1997), "Currency Areas, Common Currencies, and EMU", *American Economic Review*, Vol. 87, No. 2, May.
- OECD (1997), "International Economic Implications of the Euro", in *Economic Outlook* 61, OECD June.